

月報私学

2
2010
VOL.146

日本私立学校振興・共済事業団広報



創立85周年を迎えた文京学院と創部50周年を迎えた中学校・高等学校のマーチングユース部
写真提供：学校法人 文京学園(東京都文京区)

CONTENTS

● 就任あいさつ 理事長 河田悌一	2
● 平成21年度 私立大学等経常費補助金特別補助の採択状況	3
● 少子化時代の学生募集活動ー進学説明会と進学相談会ー	4
● 資格取得・資格喪失報告書の事前受付	7
● 退職時の手続き②ー資格・短期・年金・貸付ー	8
● 私学共済制度の加入者資格	11
● 被扶養者認定申請ーポイントと事例②ー	12
● INFORMATION	14
● 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	16



就任あいさつ

理事長 河田 梯 一 かわ た てい いち

光陰矢のごとく、新年そして節分も過ぎ去り、早くも梅便りの聞かれる「春節（旧正月）」の候と相成りました。

このたび、私は一月一日付で、鳥居泰彦前理事長の後をうけて、理事長に就任いたしました。大任を奉じて、その責務の重大さを痛感しております。と同時に、身の引き締まる思いで一杯であります。

文部科学省と私立学校関係者の皆様方のご指導とご鞭撻、さらにはご支援をよろしくお願い申し上げる次第でございます。

この数年の時間的経過をふり返ってみますと、私立学校を取り巻く環境は変化するとともに、厳しさを増してきています。例えば、教育のグローバル化の進展、生涯学習社会実現へ向けた動き、教育ニーズの多様化など、枚挙にいとまがありません。

しかしながら、平成十八（二〇〇六）年には、教育基本法及び教育三法の改正という大改革がありました。特に昭和二十二（一九四七）年以来、五十九年ぶりの教育基本法の改正では、私立学校に関する条文が新設され、私立学校の重要な役割、国及び地方公共団体による私学振興の重要性が、改めて認識されたのです。このことは、非常に大きな意義ある改革だったといえます。

また近年、私立学校教職員の福利厚生 の面においても、高齢者医療制度の改正、特定健診制度の導入など、新しい方向が打出されています。

さらに昨年は、民主党政権の誕生により鳩山内閣が発足するなど政治的にも大きな変化、変動がありました。今後、私学を取り巻く環境は転換期を迎えることでありましょう。

本事業団は、平成十（一九九八）年に、私学振興の総合的な推進役となるべく、日本私学振興財団と私立学校教職員共済組合が統合し発足いたしました。以来、私学振興の中核的な担い手として、各私立学校が、その経営の安定を図るとともに、それぞれの個性や特色を十分に発揮して、優れた教育・研究活動と社会貢献をおこなうことができるよう、教職員の皆様が安心して職務に専心できるよう、努力してまいりました。

まず、助成業務においては、文部科学大臣から示された平成二十（二〇〇八）年度を初年度とする第二期中期目標のもと、これを達成するための中期計画の初年度の業務実績について文部科学省独立行政法人評価委員会の評価を受けました。平成二十年度も私立学校振興のための各事業を着実に遂行し、事務組織の見

直しなど業務運営の効率化に積極的に取り組んだところであります。

そして、嬉しいことに、これらの実績については、評価委員会から「第二期中期計画の初年度として、平成二十年度の計画を着実に達成している」「私立学校教育の振興に資することを目標に掲げ、各種業務の改善・実行に取り組んでおり、今後もさらなる活躍を期待したい」との評価をいただきました。しかし、その一方で「私立学校の経営環境が厳しくなる中で、情報提供と経営相談業務の充実が課題。多様なニーズに対応できるよう、一層強化されたい」といった今後の課題も頂戴しております。

引き続き少子化傾向や先行きの見えな い経済不況など、私立学校を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、本年も国、私学関係団体等との連携を図りつつ、経営支援をはじめとする業務全般について、その重点化、効率化に努めるとともに、一層の充実・強化を図っていく必要があると考えております。

一方、共済業務においては、私学教職員である加入者約五十万人とその家族である被扶養者約三十四万人のための医療保険（短期給付）事業、年金受給者約三十四万人への給付を行う年金（長期給付）事業、福祉事業の共済制度を運営しています。

昨年は少子化対策として出産費等の改正をおこなったほか、人間ドック利用の費用について、後期高齢者医療制度の導入により利用補助が受けられなくなった七十五歳以上の教職員に対し独自に補助

をおこなうことにいたしました。

なお、被用者年金制度の一元化法案については、衆議院の解散により廃案となりましたが、年金及び医療制度については、今後とも、そのあり方が検討されていくものと思われまますので、これらの動向を見極めつつ、引き続き、私学教職員の福利厚生の上向のための最善の道を探ってまいります。

私としても、私立学校の教育・研究の支援に必要な業務を総合的かつ効率的に行う我が国唯一の機関としての本事業団の使命を改めて認識し、私学のさらなる発展に向けて、その職責を全うしたいと考えております。

儒教のバイブルの一つの『孟子』は述べています。

——天の時は地の利にしかず。地の利は人の和にしかず。

すなわち、「天の時」「地の利」「人の和」というもののなかで、「人の和」というものの、つまり人びとの一致団結というものが物事を成し遂げる際、最も重要だ、ということです。私たちは私学人の「人の和」を強めることによって、日本の教育力、研究力、社会貢献力を強化していくかねばなりません。

二十一世紀という激動する時代背景のもと、本事業団の果たすべき役割がますます大きくなってきていることは、間違いないありません。今後とも、多様化していく私学のニーズに応えるため、私は皆様方のご指導ご支援を得ながら、新たな気持ちで各業務の一層の充実に取り組みんでいきたい、と考えています。

平成二十一年度 私立大学等経常費補助金 特別補助の採択状況

私学事業団が交付する私立大学等経常費補助金特別補助には、有識者による審査を基に採択を行う補助項目があります。本号では、今年度の採択状況等についてご紹介します。

一 平成二十一年度の採択制補助項目

今年度新規に募集を行った採択制補助項目は「未来経営戦略推進経費」のみです。この項目は、昨年度までの「定員割れ改善促進特別支援経費」の名称及び補助要件を変更し、他機関との連携などにより経営改善に取り組む私立大学等に対し、原則として五年間（三年後に中間評価を実施）一定額を補助するものです。

なお、昨年度まで採択制補助項目であった「教育・学習方法等改善支援」及び「新規学習ニーズ対応プログラム支援経費」の二項目は、今年度の特別補助全般にわたる補助項目の見直しにおいて廃止となりましたので、当該項目については十九・二十年度に採択された課題の継続申請分のみ採択となりました。

二 審査・採択方法

「未来経営戦略推進経費」の採択に当

たっては、「私立大学等経常費補助金特別補助検討委員会」（以下「検討委員会」という）の下に置かれている「改善計画審査委員会」が書面審査を行い、審査要領に定められている審査方針に掲げられた事項を総合的に評価します。この審査結果をもとに「改善計画審査委員会」の合議により、予算額の範囲内で採択候補校の選定が行われた後、検討委員会において審査結果の審議が行われ、採択校を決定します。

三 申請状況及び採択状況（表）

① 教育・学習方法等改善支援

継続分として申請された一、六二七件が全件採択されました。

② 新規学習ニーズ対応プログラム支援経費

継続分として申請された四三件が全件採択されました。

③ 未来経営戦略推進経費

私立大学等一校につき一件の申請としました。大学六六校（新規分二八校）、短期大学五五校（新規分三二校）、高等専門学校一校（新規分一校）の合計一二二校（新規分六一校）から申請があり、新規分として大学一〇校、短期大学一四校、高等専門学校一校が採択されました（新規分の採択率 大学三五・七％、短期大学四三・八％、高等専門学校一〇〇％）。

また、昨年度まで定員割れ改善促進特別支援経費として採択され、継続分として

表 採択制補助項目採択状況

採択制補助項目	申請 学校数	申請件数		採択 学校数	採択件数		新規分 採択率 (B/A)	前年度 新規分 採択率
		総数	うち新規 (A)		総数	うち新規 (B)		
①教育・学習方法等改善支援	527校	1,627件	0件	527校	1,627件	0件		57.7%
②新規学習ニーズ対応プログラム支援経費	43校	43件	0件	43校	43件	0件		65.7%
③未来経営戦略推進経費	122校	122件	61件	77校	77件	25件	41.0%	38.0%
学校種別	大学	66校	66件	39校	39件	10件	35.7%	46.3%
	短期大学	55校	55件	37校	37件	14件	43.8%	28.9%
	高等専門学校	1校	1件	1校	1件	1件	100.0%	—

（注）未来経営戦略推進経費のうち高等専門学校については、前年度は申請がなかった。

【参考：新規採択校の計画内容（例）】

○A大学…学部統合を行いつつ不採算の学科を整理して、学校全体の入学定員を削減し収支改善を図る。地域社会との連携として、地域の企業、農家、商店、自治会等の課題を揃いあげて商品開発や地域づくり等に関する共同研究や委託研究を推進する。また、地元金融機関と包括的な連携・協力に関する協定を締結するなど、緊密な連携を図っている。
○B短大…募集対象エリアを拡大し、出前授業の実施などで認知度を高める。学生総合支援の部署を開設、学生に関する情報を一元化して統一的対応を図ることで学生満足度を上げる。関連職能団体の有識者からなる本学評価委員会を設置、教育の向上・充実に努める。
○C短大…地域連携室を設置し、学生による地域活動を総括する。地域コミュニティ放送に教員出演番組「C短大アワー」を持ち、教育と研究を公開する機会としている。

四 その他

申請された五二件は、全件採択されました。

来年度には、十九年度に採択された定員割れ改善促進特別支援経費の中間評価が実施されます。評価要領については、なるべく早くお知らせしたいと考えておりますので、計画の着実な実施に心がけてください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部補助金課
☎〇三（三三三〇）七三〇三～七三〇五
（特別補助第一係）
七三〇九～七三一一
（特別補助第二係）

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

少子化時代の学生募集活動

— 進学説明会と進学相談会 —

一、オープンキャンパスの重要性

これまでは、様々な入試方法の改善、広報活動、高校訪問、オープンキャンパス、進学説明会、あるいは進学相談会（個別面談会）などいろいろな活動をバラバラに行ってきたが、それでは効果があらわなくなってきた。そこで学生募集にかかるとすべての活動を、統一されたコンセプトで実施しようという動きが、今大学の中で広がっている。

武蔵野大学の入試センターでは、次のように述べている。

「うちの大学では、入試活動と広報をミックスしたクロスメディアという考え方で学生募集活動をしています。広報からホームページまですべてのメディアをつなげており、オープンキャンパスや高校訪問との関連性を特に重視しています。」

私どもの一年間の学生募集活動は、二月（三月にかけて受験雑誌や情報誌関係に広告を出す）から始まります。四

五月には、大学のトピックスや各種のパンフレットなどの情報を流し、ホームページを見てもらえるようにPRしていきます。一度でも資料請求などをされた人には、それにつながる資料を次々と送付し、オープンキャンパスまで密接な関係を保つようにします。七月のオープンキャンパスのプログラムはすべて学生中心でやっています。AOで入学する学生たちは、オープンキャンパスで最も活躍してくれそうですし、就職にも強いのが特徴です。オープンキャンパスは、前半型入試のスタートであり、十月後半にはAO入試の説明会を教職員中心で行っています。十一月には、学校長の推薦が必要な公募推薦があります。受験シーズンが近くなると、後半型入試をスタートし、一般入試の受験生用にホームページの内容まですべて変えます。こうして一年中継続的にメディア活動が続きます。それがP D C Aのサイクルで繰り返されていくわけです。」

こうした年間を通じた募集活動の中

で、最も重要な位置を占めているのがオープンキャンパスとなっている。

本事業団のアンケートによると、オープンキャンパスが学生募集活動に特に効果があると考えている大学は、平成九年度に四一・八％に過ぎなかったものが、十四年度には七一・一％、さらに二十年度には九〇・七％と大幅に伸びている。

「オープンキャンパスで学生を集められなかったら最悪だ。」と各大学の入試担当者述べているように、その年の大学の志願者数は、今やオープンキャンパスの集まり具合で決まってしまうといっても過言でない。

松本大学では、オープンキャンパスに來た人の六〇〇七〇％が大学に入学するそうである。また、埼玉女子短期大学のオープンキャンパスでは参加者のうち二人に一人は出願し、二回参加した高校生の七割以上が出願するそうである。したがって、オープンキャンパスにどう志願者を集めるかが、学生募集の最重要課題となっている。

オープンキャンパスの広告には、ラジオ、テレビ、新聞、雑誌広告、特に大学の最寄り駅や高校生の乗降数の多い駅での駅張りポスターなどいろいろな媒体がある。特に夏休みが近づくころには、都内の電車の中はオープンキャンパスの吊り広告が花盛りになる。しかし、昔は広告を出しさえすれば、かなりの効果があつたそうだが、最近あまりなくなっ

たようだ。

二、進学説明会

学生募集について詳しいライセンスアカデミーの宇佐美正利氏は、次のように述べている。

「大学や短大はこれまで高校の中に入り込まず、広報に頼ってきましたが、マス媒体に頼っている限り、うまくいかなくなりました。今までの大学や短大は、一人、二人の生徒を相手にしてきませんでした。一校から一人でも来れば、二〇〇校から二〇〇人も入学させることができるのです。さらに重要なことは、一人入学させて評判が良ければ毎年後輩が来てくれることです。これは面白いことに全国的な傾向であり、高校生は自分の先輩が行っている大学にしか行かない傾向があります。例えば、A大学には行くが、B大学には一人も行かない、その逆の高校もたくさんあります。これからは、その一人をどう集めるかが勝負なのです。三十年前から専門学校は一本釣りをやっていました。最近、やっと大学や短大の一部がその重要性に気づき始めたところです。」

高校訪問では、生徒一人ひとりに接触できません。これからは生徒に直接会わないとダメなのです。生徒が選択する時代だからといって、待っていてはいけま

せん。今の高校では、一年生は職業別ガイダンス、二年生は進路系の絞り込み、三年生は進路を決定して大学別の説明が行われています。ですから、総合科目という授業の中に入り込み、職業別ガイダンスということで一、二年生に直接語りかけ、自分の大学の存在を高校生に刷り込むことが大切です。大学の職員には分かりやすい説明がなかなかできませんので、これからは講演の上手な職員が求められています。特に、大学の職員が弱いのは、職業別ガイダンスの分野です。自分の大学のことだけではなく、大学とは何か、特に大学全体の系統と職業のつながりについての話ができてはいけません。入試課の職員はもとと勉強していただきたいですね。高校一、二年生をどうオープンキャンパスに集めるかが勝負になってきますから。」

宇佐美氏の言うとおり、高校で行われる進学説明会にどう入り込むかが重要な課題になってきた。これまで高校訪問の目的は、高校側のさまざまな情報を収集すること、及び学校推薦入試やAO入試に生徒を紹介してもらうことが中心であった。しかしながら、最近の重要な目標の一つは、自分の大学の単独の進学説明会を高校で開催させてもらうことになってきているようだ。そこまで話を進めるためには、かなりの年数がかかるだろうが、毎年数校ずつでも増やしていく努力が大切である。進学説明会は、一

般的には一時間から一時間半、目いっぱい進学や大学について説明し、終了後は長時間にわたる質疑応答の時間がとられているので、入試広報担当者にとって大きな活躍の場となっている。その進学説明会で高校生の心をつかむことができれば、高校の進路指導の先生との長年のコミュニケーションの努力が結実したことになる。立命館大学では、十数年前から全国各地の高校で単独の進学説明会を実施し、地元以外の受験生にも教職員が直接語りかける機会を設けているそうである。

各学校の担当者は次のように述べている。

●東海大学 小山誠広報課長

「オープンキャンパスに生徒を集めるために、どうするかという発想ではなかなかうまくいきません。来させるための種をまいていないからです。最近はいくら広告を出してもダメです。進学説明会や相談会で高校生に直接話しかけなければダメなのです。」

私は、年間一五〇校位の高校の進学説明会で話しています。一週間で四校お伺いしたこともあります。私が全国の高校から引っぱりだこになったのは、高校の進路指導の先生が話したいようなことを代わりに話すことができるからです。

私は、東海大学の説明はほとんどしません。進路やニートのこと、受験勉強の仕方などの話を中心に行っています。私の

中には一〇〇以上の引き出しがあって、生徒の表情を見ながら話の内容を変えていきます。例えば、進学校の生徒なら、先ほど話したような受験勉強の仕方、就職がメインの高校では、いろいろな職業についての話をします。生徒が熱心に聴いてくれたときは、本当にうれしいですね。地方の高校などに行ったとき、たくさんさんの生徒が窓から手を振ってくれたりします。なんだか金八先生になったような気がして涙が出ることもあります。」

●法政大学 入試担当者

「高校の先生から説明に来て欲しいという依頼が、月に十件ほどありますが、それらはすべて受けるようにしています。高校からの説明会の依頼は、その高校から数名でも受験してくれば受験料などでペイできるので、原則としてどんなに遠くても出かけることにしています。また、オープンキャンパスのリーダー的な学生たちが、自分の出身高校の先生と話をつけて説明会が実施されたケースも増えています。その際には、学部の説明などについてできるだけ在學生に協力してもらうようにしています。高校で進学説明会をすれば、必ず何人かはオープンキャンパスに来てくれるので、その効果は非常に大きいのです。」

●東洋大学

「学年別の進学説明会があつたらぜひ呼んでくださいと言って、どんどん高校に出かけるようにしています。そこでは

自校の大学のPRはほとんどしません。高校の先生や高校生が知らないことを話題として持つていくことによって、それが将来的には自分の大学にとってプラスで跳ね返ってくるからです。先生や生徒に喜ばれる材料を持つていけるかどうかは、自分の情報量とテクニックの問題になりますね。」

●松本大学 小倉宗彦事務局長

「県内の高校の進学説明会は、これまでは国立の信州大学の職員がやっていたのですが、最近は地元根付いている松本大学さんをお願いしたいという高校が増えています。今や高校では、大学進学への心構えをどうするかなどの話を上手にできる大学職員を求めています。おかげさまで、うちの職員はみんな進学説明会で上手に話せるようになりました。」

●星城大学 今村裕事務局長

「うちの大学では和歌山、甲府など数か所で会館を借りて大学独自の説明会を開催しています。ユニークな点は、進学説明会の前に、海外でも有名な天野宣の太鼓の演奏をやっていることです。それぞれの会場では、太鼓目当てにかなりの高校生とその父母が集まり、そこで星城大学のPRをしたり、大学のビデオを上演しています。」

これは、他の大学でも有効だと思われる。例えば有名な卒業生などのライブや演奏会、講演会などを実施した後に、大学の進学説明会を開催したらどうだろう

か。その際、卒業生たちに母校の魅力を話してもらえば、その効果は一層大きくなるであろう。

進学説明会での工夫は、大学だけでなく高等学校においても重要なポイントとなっているようだ。

●水城高等学校（茨城県） 後藤宏事務長

「私は、塾や中学校主催による学校説明会で、参加校の説明を録音して分析しました。それを聞くと、『ほとんどの学校が年輩の教員で、平坦なトーンで、同じような話をしている』ことに気づきました。生徒募集で他校と差別化するのには、これだと考えました。私は、一時間とか、十分とか説明に割り当てられた時間ごとに説明会用のマニュアル原稿を用意しました。そのなかには笑いを取るポイントなどもおさえています。結果として『水城の先生は話がうまい』という評価を得ることができ、そのまま進学志望へとつながるケースもありました。」

一方、説明者が教員の場合には、各学部の楽しさや面白さ、あるいは卒業後に就職できる職業などについて話すといいたろう。

●多摩美術大学 岩倉信弥教授

「私が高校や予備校などの進学説明会に行って驚いたのは、他大学の説明者が、生徒や高校の先生方にその学部や学科がどういうふうに楽しくて面白いかわけなく、どのように入学するかばかりを

問題にしていたことでした。そこで、私は、ぜひ多摩美術大学を受験してくださいというのではなく、プロダクトデザインとは携帯電話からロボットまで関係します。私は、ホンダでこんなに楽しくプロダクトデザインの仕事をやってきました。こういう分野が好きならば、こういう先生がいるからぜひ一緒に勉強しましょうと呼びかけたのです。説明する前には数十人のうち二、三人しか関心を示しませんでしたが、私がプロダクトデザインについて一時間程度話すと、終わるころにはほとんどの学生が手を上げてくれました。

あるとき、名古屋の河合塾で見かけた受験生が、新宿の代々木ゼミナールにいたので理由を聞くと、『昨年、多摩美術大学で補欠の一番だったのに落ちてしまいました。それで東京の予備校に入って、どうしても多摩美に入りたい』という答えでした。進学説明会での努力が実り、おかげさまで私の学科では五年間で志願者数が倍増しました。」

三. 進学相談会（個別面談会）

進学相談会は、個別の学生の質問に対して大学職員がブースなどで答えるものであり、個別の生徒と直に接触できる貴重な機会である。進学相談会には、広告会社などの業者が主催するもの、大学が

主催するもの、高校が主催するものなどがある。

特に四〜六月頃までは、高校三年生は先生から進路を決めるように迫られる時期であり、業者主催や高校独自の進学相談会がたくさん開かれる。それだけに、高校生に直接語りかけることができる。これらの相談会はオープンキャンパスに高校生を誘う絶好のチャンスである。「悩んでいるのであれば、一度、見学にいらっしやい」などと上手に誘えば、かなりの効果が期待できる。

●埼玉女子短期大学

「うちでは、広報・宣伝にはお金を使わないようにしており、電車の中吊り広告や新聞の広告はいっさい出していません。最も重視しているのは、業者を通して高校やホテルなどで開かれる進学相談会であり、それがうちの命綱です。高校で行う相談会が五八件で、一般会場で行うのが七三件、あわせて一三一会場に参加しています。たくさんの方に参加することは大変なエネルギーを使いますが、それがオープンキャンパスの集客につながっているのです。」

●大谷大学 滝川義弘事務部長

「私が入試課にいるとき、高校訪問などの活動を一切やめて、学生と直に話せる進学相談会に全精力を注ぎました。そこでは、なぜ大谷大学を選ぶのか、他の大学とどこが違うのかを、生徒が両親に

分かりやすく説明できる方法を考え出し、それをマニュアル化して入試課の職員に配付しました。」

●星城大学 今村事務局長

「うちの大学では、大学の校舎や地方のホテルなどいろいろな場所で個別相談会を実施しています。大学周辺に住んでいる資料請求者には、大学の校舎で行うか、時には自宅にお伺いして簡単な説明をさせていただくこともあります。また、地方で行う場合には、面談の案内を出して、経費節減のために全国のホテルのロビーで待ち合わせしています。東京では帝国ホテルで行いますが、私たちはそのような面談を『ロビー外交』と呼んでいます。私はどんなに混雑しているホテルでも、面談に来た生徒がすぐにわかります。」

今や大学教育は、面倒見の良さが勝負になっており、マス教育から一人ひとりの学生に対応するオーダーメイド教育の時代になった。それと同じように、学生募集の中心も広告・広報のマスコミの時代から一人ひとりの生徒に対応した口コミの時代になったようである。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

私学経営情報センター

☎ 〇三（三三三〇）七八五四

Eメール center@shigaku.go.jp

資格取得・資格喪失報告書の事前受付

三月一日(月) から受け付けを始めます

毎年三月末から四月上旬は資格取得や資格喪失などの届け出が集中します。そこで加入者証等をできるだけ早くお届けするために、「資格取得報告書」等の事前受付を三月一日(月) から実施します。三月三十一日退職及び四月一日採用等教職員の異動を予定している学校法人等は、ぜひ事前受付を利用してください。

■提出上の注意

① 事前受付の対象となる報告書等は次のとおりです。なお、通常の報告書等とは区別して提出してください。

対象となる報告書等	事由発生日
①資格取得報告書* ・新規資格取得 ・再資格取得 ②所属学校等変更報告書 ③被扶養者認定申請書 (取得と同時に申請分に限る)	4月1日 資格取得等
④資格喪失報告書 ⑤任意継続加入者申出用資格喪失報告書	3月31日 退職

※継続資格取得は対象外です

② 提出書類は記入もれのないよう注意してください。特に、学校記号番号に誤りがあると別の学校で決定してしまい、誤決定先の学校へ大変な迷惑をおかけすることになりますの

で、正確に記入してください。

③ 「資格取得報告書」については、私学共済制度の加入履歴を確認し、「1. 新規資格取得」「3. 再資格取得」のいずれかを丸で囲んでください(継続資格取得は事前受付の対象外です)。

また、「資格取得報告書」には正確に基礎年金番号を記入するとともに基礎年金番号通知書の写しを添付してください。

④ 書類不備による返送等があると再提出の受付日以降に処理することとなりますので、その分加入者証及び確認通知書等の発送が遅くなります。任意継続加入者が引き続いて四月一日から再資格取得する場合は、事前受付の対象とはなりません。

■報告内容の訂正

① 事前受付の報告書の内容に誤りが

あったときは、必ず「訂正申出書」等により訂正手続きをしてください。例年、取得時給与の訂正が多くなっています。誤りのないよう確認のうえ提出をお願いします。

なお、訂正処理後の加入者証等の発送は四月中旬以降となります。

② 「任意継続加入者申出用資格喪失報告書」を提出した後に再就職が決定し、資格喪失日(退職日の翌日)から他の健康保険制度又は共済組合等に本人として加入した場合は、任意継続の取り下げが必要となりますので、必ず申し出てください。

なお、次の事由による任意継続の取り下げはできませんので注意してください。

- ・配偶者等の被扶養者となる
- ・国民健康保険の被保険者となる

■加入者証等の取り扱い

① 三月三十一日退職者は、退職日までは加入者証等を使用して保険診療を受けることができます。加入者証等は退職時に必ず回収してください。

② 「資格取得報告書」と「被扶養者認定申請書」を同時に提出した場合でも、被扶養者の認定処理に時間がかかることがあります。このため、資格取得の処理が先行し、被扶養者の表示がない加入者証が先に送付される場合があります。

被扶養者認定処理後に被扶養者を表示した加入者証を改めて送付しますので、先に送付された被扶養者の表示がない加入者証は返納してください。

③ 報告内容の訂正をした場合は、訂正処理後に正しい内容の加入者証等を送付しますので、訂正前の加入者証等は返納してください。

加入者証返納の際は、「資格喪失による加入者証返納理由書(1)」又は「差し替えによる加入者証返納理由書(2)」(平成二十一年版「事務の手引」八六頁参照)を添付し、返納してください。

受付期間	3月1日以降
決定日	受け付けから8日～10日後の火曜日・金曜日
発送日	決定日から3日後(土・日・祝日を除きます)

毎週2回の決定後に順次加入者証等の発送を行います。

※受け付けから加入者証等の発送までの事務処理に

概ね2週間(標準処理期間)が必要となります。

※標準処理期間中は、処理状況に関する電話照会を控えていただくようお願いします。

※3月中に加入者証等が学校法人等へ届いた場合でも、

4月1日以降に該当者に渡してください。

退職時の手続き②

— 資格・短期・年金・貸付 —

1 資格関係

資格喪失報告書

「資格喪失報告書」は退職日から十日以内に提出してください。

退職日の翌日（資格喪失日）から加入者としての資格がなくなり、加入者証等は使用できません。必ず同報告書に加入者証、遠隔地被扶養者証及び高齢受給者証を添付して返納してください。

なお、長期給付（年金）の加入者期間は資格喪失日の属する月の前月までとなります（月末の退職は退職した月まで、また、月途中での退職はその月の前月までが加入者期間になります）。

長期給付加入者記録票の送付

加入者が資格喪失すると確認通知書と「長期給付加入者記録票」を学校法人等あてに送付しますので、加入者に必ず渡してください。

「長期給付加入者記録票」は将来、年金を請求するときに必要な加入者番号や加入者期間が記載されています。

任意継続加入者になる場合

退職日まで引き続き一年と一日以上加入者であった人（注一）が資格を喪失したときに任意継続加入者になると、喪失日から原則二年間（注二）は短期給付（休業給付を除きます）及び福祉事業（貸付け及び貯金等を除きます）を受けることができます。

なお、長期給付（年金）は継続できません。

任意継続加入を希望する場合は「任意継続加入者申出用資格喪失報告書」を退職日から二十日以内に提出してください。後日、本人の住所あてに「任意継続加入者証」「任意継続掛金納付通知書」（自動振替はできません）等を送付します。納付期限までに任意継続掛金の支払いがない場合、任意継続加入者の資格は喪失しますので注意してください。

（注一）任意継続加入者の申し出の条件である「引き続き一年と一日以上」の期間には、過去の任意継続加入者の期間は含まれません。

（注二）喪失日から二年の間に七十五歳

を迎える人については、任意継続加入者の期間は七十五歳の誕生日の前日までになります。◎「資格喪失報告書」等については事前受付も実施します（七頁参照）。

2 短期関係

退職後、本人として他の健康保険制度（国民健康保険を除く）に加入したときは、私学共済制度の資格喪失後の給付は受けることができません。

退職後の付加給付はありません。

出産費

退職日まで引き続き一年以上加入者であった人が退職後六か月以内に出産したときは、出産費を受けることができます。

ただし、退職後、家族の被扶養者になったときは、家族出産費（又は家族出産育児一時金）を受けるか、私学共済制度の資格喪失後の出産費を受けるか、どちらか一方を選択することになります（両方からは受けられません）。医療機関等に本事業団が出産費を支払う「直接支払制度」を利用するときには、「私学事業団から資格喪失後の出産費を受ける資格がある旨」の証明書を経済機関等に提出することになります。証明書の発行は本人が文書で共済事業本部に申し出てください。

出産手当金

退職日まで引き続き一年以上加入者であった人が、退職するときに出産手当金を受給していたときは、出産日後五十六日までの期間について受けることができます。

また、休業中は給付額以上の給与が支払われていたため出産手当金を受けていなかった人も出産日後五十六日までの期間について受けることができます。ただし、在職中は休業せず勤務していた場合は受けられません。

傷病手当金

退職日まで引き続き一年以上加入者であった人が、退職後も継続して労働能力がなく療養している場合は、支給期間一年六か月を限度として傷病手当金を受けることができます。

①退職するときに傷病手当金を受給していたときは、継続して受けることができます。

②在職中に傷病手当金を受ける要件を満たしていながら、在職中は給付額以上の給与が支払われていたため傷病手当金を受けていなかった人も対象となります。

なお、雇用保険の基本手当を受給するため求職の申し込みをしたときは、傷病手当金の対象となりません。また、障害給付（年金又は一時金）

及び退職・老齢を事由とする年金を受けている場合には、傷病手当金を受けることができません。

ただし、支給される年金の額が傷病手当金の額を下回るときは、その差額を傷病手当金として受けることができます。

埋葬料

加入者が退職後三か月以内に死亡したときは、埋葬料を受けることができます。

3年金関係

六十歳未満の人が退職した場合

① 加入者期間が一年以上の人

昭和二十八年四月一日以前に生まれた人は、六十歳になったときに退職共済年金の受給権が生じます。

その後生まれた人は、支給開始年齢が段階的に引き上げられます（平成二十一年版「事務の手引」四五〇頁参照）。

② 加入者期間が一年未満の人

六十五歳になったときに退職共済年金の受給権が生じます。

③ 請求手続き

退職共済年金の受給権が生じる一か月前に、共済事業本部又は各ガーデンプレス（東京・京都を除きます）の共済業務課に照会してください。

退職共済年金の受給要件として、加入者期間等が二十五年以上必要となります。

退職共済年金の決定を受けている人が退職した場合

① 七十歳未満の退職

資格喪失後、「退職共済年金改定請求書（退職用）」を年金者あてに送付します。学校法人等を経由せず、直接共済事業本部に提出してください。

なお、退職後一か月以内に再び加入者となった場合は、退職改定に該当しないことがあります。

② 七十歳の「みなし退職」後の実退職
退職改定の手続きは必要ありません。

求職の申し込みをした場合

六十五歳未満の人が受給する退職共済年金は、雇用保険の基本手当との調整が行われます。ハローワークに求職の申し込みをしたときは、届け出が必要となりますので、共済事業本部に照会してください。

国民年金の届け出

私学共済制度の加入者が退職すると、退職した加入者とその加入者に扶養されている配偶者（被扶養配偶者）は、国民年金への届け出が必要になる場合

があります。この届け出がないと、将来年金が受給できなくなることがありますので、次のような場合は、再就職先の事業所又は市区町村の国民年金担当の窓口で届け出を行ってください。

「三月三十一日退職の場合」

① 四月一日に再就職する場合

- ・ 加入者本人 ↓ 不要
- ・ 被扶養配偶者 ↓ 「種別確認届」を提出

* 届出先 ↓ 再就職先の事業所

② 四月一日から無職又は自営業となる場合

- ・ 加入者本人 ↓ 「種別変更届」を提出
- ・ 被扶養配偶者 ↓ 「種別変更届」を提出

* 届出先 ↓ 市区町村の
国民年金担当窓口

4 貸付関係

貸付けの償還

貸付けは、学校法人等に在職する加入者が利用できますので、退職等により加入者資格を喪失したときは全額償還しなければなりません。全額償還す

る方法は、「即時償還」「在職中の任意償還」の二種類があります。

1 資格喪失の確認後に即時償還をする

学校法人等が「資格喪失報告書」を提出し、本事業団が確認すると自動的に即時償還となります。

① 最終定期償還

貸付けの償還としての届け出は不要ですが、資格喪失を確認するまでは定期償還が継続します。手続きの時期により、実際には退職した月以後の定期償還が発生することがあります。

② 償還期限（払込期限）

即時償還は、償還通知書の交付日（資格喪失を本事業団が確認した日）から六十日が償還期限となります。

③ 即時償還の額

即時償還の額は、償還残元本額と払込日までの経過利息の合計額です。償還期限まで、貸付けの応答日ごとに月利計算した経過利息を加算します（定期償還で利息を支払った月の利息はかかりません）。

なお、即時償還の払込取扱票は、経過利息の計算にあわせ、複数枚の払込取扱票を送付しますので、即時償還通知書を確認し、払込日に合致した償還額の払込取扱票を使用して払い込んでください。即時償還期限を過ぎた場合、後日、学校法人等を通じて一日当たり〇・〇三

%の延滞金を請求します。

④償還金の回収方法

即時償還の通知書を受け取ったら、借受人の退職金等から控除するか、借受人から預った償還額を学校法人等が払い込んでください。

また、退職後に発生している定期償還がある場合は、即時償還とあわせて、借受人の退職金等から控除するか、借受人から償還額を預り定期償還期限までに他の借受人と一緒に払い込んでください。

【退職後に喪失を報告した即時償還】

○三月三十一日退職

(四月一日資格喪失)

← ○四月六日 三月分定期償還期限

○「資格喪失報告書」を提出

(標準処理期間 受付から2週間)

← (この間に四月通知定期償還発生)

○資格喪失を確認と同日に

即時償還通知書を交付

← ○五月六日 四月分定期償還期限

○交付日の六十日後 即時償還期限

退職時に償還すべき額

三月分・四月分定期償還額

+

即時償還額 (四月定期償還後元本)
(+経過利息)

▼資格喪失の事前受付と即時償還

年度末に実施している資格関係書類

の事前受付で資格喪失の手続きをした場合、四月通知の定期償還を確定させる前に資格喪失が確認できるため、三月通知が最終定期償還になります。

◎事前受付で手続きした場合、資格喪失の確認時期が貸付けの応答日直前になるため、償還通知を学校法人等が受け取った時点で使用できない払込取扱票が同封されることがありますが、これは事前受付という特例な処理に因るものですので、ご了承ください。

【事前受付で喪失を報告した即時償還】

○三月初旬

事前受付で資格喪失を報告

← ○三月三十一日退職

(四月一日資格喪失)

← ○四月六日 三月分定期償還期限

○資格喪失を確認 (三月初旬) と同日に即時償還通知書を交付

←

○交付日の六十日後 即時償還期限

退職時に償還すべき額

三月分定期償還額

+

即時償還額 (三月定期償還後元本)
(+経過利息)

2 在職中に任意償還をする

資格喪失を報告する前に、在職中に

任意償還を申し出ることができます。

在職中に償還するのが原則ですので、退職する月の十五日を超えた申し出や、資格喪失の報告と同時に事後の申し出は避けてください。

①最終定期償還

毎月十五日 (必着) までに「貸付金任意償還・団信制度脱退申出書」で申し出ると、翌月の定期償還は発生せず、当月の定期償還が最終になります。

なお、十五日を過ぎた場合は、翌月の定期償還が発生します。

②償還期限 (払込期限)

任意償還には、貸付規則上は償還期限が定められていませんが、償還額を最終定期償還の償還残元本額とするため、通知上は最終定期償還の償還期限と同日を償還期限として通知します。

このため、概ね任意償還を申し出た月の翌月の貸付けの応答日前日 (一日から六日) になりますので、償還金の回収 (退職金からの控除) に時間がかかる場合は、注意してください。

③任意償還の額

任意償還の額は、最終定期償還後の元本残額になりますが、半年払償還の併用をしている場合に限り、直近の半年払いの償還月から払込日までの経過利息がかかります。

なお、任意償還の償還期限が過ぎた場合、後日、学校法人等を通じて不足利息 (月利) を請求します。

④償還金の回収方法

任意償還の通知を受け取ったら、借受人の退職金等から控除するか、借受人から預った償還額を学校法人等が払い込んでください。

【在職中に任意償還を申し出】

○三月十三日 (必着)

任意償還申出受付

← 任意償還通知書を交付

← ○三月三十一日退職

(四月一日資格喪失)

○四月一～六日 償還期限

○四月六日 三月分定期償還期限

退職時に償還すべき額

三月分定期償還額

+

任意償還額 (三月定期償還後元本)
(+半年払い経過利息)

▼団信制度の加入期間

団信制度の加入期間は、定期償還で保険料充当金を負担した月の月末までになります。このため、十五日までに任意償還を申し出た場合は、申し出た月の月末に脱退となり、翌月は保障の対象になりません。また、即時償還の場合は、学校法人等に在職中であるかどうかにかかわらず、最終定期償還で充当金を負担した月の月末で脱退となります。

私学共済制度の加入者資格

学校法人等に使用され、給与を受けている人は、私立学校教職員共済法により私学共済制度の加入者となります。個人の意思で加入・脱退することはできません。採用された教職員等が資格要件を満たし加入者に該当するときは、速やかに「資格取得報告書」を提出してください。

加入者資格は私立学校教職員共済法で定められています

私立学校に勤務する教職員等は、私立学校教職員共済法第十四条に基づき私学共済制度の加入者となります。

私立学校教職員共済法

第十四条（加入者）

私立学校法第三条に定める学校法人、同法第六十四条第四項の法人又は事業団（以下「学校法人等」という。）に使用される者で学校法人等から給与を受けるもの（次に掲げる者を除く。以下「教職員等」という。）は、私立学校教職員共済制度の加入者とする。

- 一 船員保険の被保険者
- 二 専任でない者
- 三 臨時に使用される者
- 四 前三号に掲げる者のほか、常時勤務に服しない者

1「加入者」とは

国籍、年齢に関係なく、「学校法人等に使用される者」で学校法人等から給与を受ける人（第十四条において適用が除外される人を除きます）は、私学共済制度の加入者となります。

※「学校法人等に使用される者」とは、学校法人等と実質上の雇用関係があり、給与や賃金を受け取っている人をいいます。したがって、試用期間という形で勤務する場合や、法人の代表者等が給与の支払いを受ける場合なども該当します。

2「適用が除外される者」とは

(1) 船員保険の被保険者

「船員保険の被保険者」は適用が除外されます。

(2) 専任でない者

「専任でない者」とは、他に本業があり学校法人等から受ける給与を生計

の主たる資としない人をいいます。例えば、兼任講師や医師、弁護士等を本業とする教職員が挙げられます。

(3) 臨時に使用される者

「臨時に使用される者」とは、雇用関係の実態が臨時である人で、次に該当する場合をいいます。

ただし、臨時的名目によって使用されていても雇用関係の実態が常用的で、契約期間経過後も引き続き使用されるような場合は、常用的使用関係になったとして加入者となります。

① 臨時の業務につき、二か月以内の期間を定めて使用される人。例えば、季節的・一時的業務に使用される人、夏期講習会の講師・事務員等が挙げられます。ただし、所定の期間を経過した後も引き続き使用されるに至ったときは、その翌日から加入者となります。

② 日々雇い入れられる人。ただし、引き続き一か月以上使用されるに至ったときは一か月を経過した日の翌日から加入者となります。

(4) 前記(1)～(3)に掲げる者のほか、常時勤務に服しない者

「常時勤務に服しない者」とは、前記(1)～(3)以外で、勤務日数や時間数について常時勤務者ほどの拘束を受けない人をいいます。例えば、校医、嘱託等が挙げられます。

● 常用的使用関係にあるかどうかの判断基準

学校法人等と常用的使用関係にあるかどうかについては、次の三点に留意して取り扱うこととなります。

① 常用的使用関係にあるか否かは、当該教職員等の労働日数、勤務時間、就労形態、勤務内容等を総合的に勘案して取り扱うこと。

② 一日又は一週間の所定労働時間及び一か月の所定労働日数が、当該学校法人等において同種の業務に従事する通常の教職員等の所定労働時間及び所定労働日数の概ね四分の三以上であるときは、原則として加入者として取り扱うこと。

③ ②に該当しない人であっても、①の趣旨に従い、加入者として取り扱うことが適当な場合があるため、当該教職員等の就労の形態等個々具体的事例に即して判断すること。

学校法人等は必ず資格取得を報告してください

採用された教職員等が資格要件を満たし加入者に該当する場合は、学校法人等は資格取得を十日以内に本事業団へ報告する義務があります（私立学校教職員共済法第四十七条及び施行規則第一条）。

なお、届出用紙は私学共済事業ホームページからダウンロードできます。

事例3 配偶者や子に恒常的な収入があるが、被扶養者の範囲内であるため認定申請したい

就職していたり、不動産所得等がある場合でも、恒常的な収入が被扶養者の範囲内であるときは被扶養者として認定されます。

【添付書類】

2 入に 配 偶 者 ・ 子 の 収 入 に 関 する 書 類	1 続柄及び生年月日を確認する書類 (①②のいずれか)	①配偶者・子の戸籍抄本(又は謄本) ②配偶者・子の住民票(加入者が世帯主であって、続柄が明記されたものに限る)
	(1)就職している場合	自営業で営業所得がある人 (①②のいずれか) ①所得証明書(所得の種類が確認できる最新のもの) ②確定申告書の写し(税務署の受付印のあるもの) アルバイトやパート等で給与収入がある人 勤務先の年収見込証明書及び社会保険未加入証明書
	(2)所得(不動産所得、利子所得等)がある場合(①②のいずれか)	①所得証明書(所得の種類が確認できる最新のもの) ②確定申告書の写し(税務署の受付印のあるもの)

事例4 60歳以上の配偶者を被扶養者として認定申請したい

60歳以上の人は、年金(恩給、扶助料も含みます)の受給の有無や金額等について確認するための書類が必要となります。また、年金以外に恒常的な収入がある場合は、その金額を確認する書類も必要です。

【添付書類】

2 配 偶 者 の 収 入 に 関 する 書 類	1 続柄及び生年月日を確認する書類 (①②のいずれか)	①配偶者の戸籍抄本(又は謄本) ②配偶者の住民票(加入者が世帯主であって、続柄が明記されたものに限る)
	(1)年金裁定中の場合 (①及び②いずれも)	①年金事務所等が発行した年金見込額が確認できる書類、又は裁定請求書を提出した年金事務所等の名称と概算額を記載した口述書(認定対象者の署名・捺印のあるもの) ②年金額決定後に被扶養者の収入限度額を超える年金の決定があった場合は、さかのぼって被扶養者認定を取り下げる旨の誓約書(加入者の署名・捺印のあるもの)
	(2)年金受給中の場合	公的年金等の証書の写し(年金額等の記載のあるもの) ただし、改定されている場合は、最新の改定通知書の写し
	(3)年金を受給していない場合	公的年金を受給していない旨の口述書(認定対象者の署名・捺印のあるもの) ただし、受給する権利があり、その年金額の全額が停止となっている場合は、最新の改定通知書又は年金支給額変更通知書の写し

事例5 加入者が任意継続加入者から再資格取得をしたときの認定申請

加入者が私学共済制度の任意継続加入者から、引き続き就職により再資格取得するときで、任意継続加入者のときに被扶養者として認定されていた人については添付書類を省略できます。

この場合は、「被扶養者認定申請書」の余白に「任意継続加入者からの再資格取得」と朱書きのうえ、任意継続加入者だったときの加入者番号も明記してください。



事例6 加入者が継続資格取得したときの認定申請

前任校から認定されている被扶養者については、そのまま継続して被扶養者認定されます。したがって手続きは必要ありません。

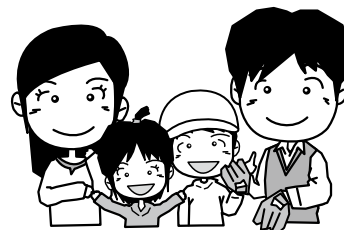
なお、被扶養者の要件を欠いたときは、「被扶養者取消申請書」を取消日に在職している学校法人等から提出してください。



被扶養者認定申請 — ポイントと事例 ②

1月号では、被扶養者になれる人の範囲や収入の要件のポイントとして、「出生に伴う子の認定」と「子の扶養替え」の2つの事例を挙げて必要な添付書類について説明をしました。

今回は、「**加入者の資格取得に伴う配偶者や子の被扶養者認定**」について説明します。この場合、被扶養者認定の事由発生日は資格取得日となります。申請は、資格取得した日から30日以内に行ってください。



「被扶養者認定申請書」に添付する書類

- ①加入者との続柄及び生年月日を確認する書類
- ②夫婦共同扶養に関する書類 [注]
- ③認定対象者自身の恒常的收入が被扶養者の範囲内であるかどうかを確認する書類

[注] 夫婦共同扶養に関する書類

子を申請する場合、被扶養者とすべき子の人数にかかわらず夫婦それぞれの年間収入の多い方の被扶養者となります。その際、源泉徴収票の写し、所得証明書、勤務先の年収見込証明書などで収入を確認します(配偶者が育児休業等により休業している場合、配偶者の年間収入は休業前の金額と比較します)。

※65歳未満の加入者が20歳以上60歳未満の配偶者を被扶養者として認定申請する場合は、「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認(3号該当)届」を「被扶養者認定申請書」と同時に提出してください。

※「被扶養者認定申請書」及び国民年金第3号被保険者の届出用紙は複写式のため、私学共済事業ホームページからダウンロードできません。用紙は、共済事業本部又は各ガーデンパレス(東京・京都を除く)共済業務課へ請求してください。

事例 1 前の健康保険制度（国民健康保険を除く）から引き続いて配偶者や子を被扶養者として認定申請したい

加入者が他の健康保険制度(国民健康保険を除く)から引き続き資格取得をする場合(前の職場を退職した日又は翌日に私学共済制度に加入するとき)で、前の健康保険制度で配偶者や子が被扶養者として認定されていたときは、添付書類を次の書類に省略することができます。

[添付書類]

前の健康保険制度で被扶養者として認定されていたことが確認できる書類

資格証明書、健康保険証又は組合員証の写しなど(続柄、生年月日が確認できるもの)

※子のみの認定で、学校法人等から扶養手当が支給されない場合は、夫婦共同扶養に関する書類[注]も必要です。

事例 2 配偶者や子に恒常的な収入がないため、被扶養者として認定申請したい

原則として18歳以上60歳未満の人については次の添付書類が必要です。

[添付書類]

1 続柄及び生年月日を確認する書類 (①②のいずれか)	①配偶者・子の戸籍抄本(又は謄本) ②配偶者・子の住民票(加入者が世帯主であって、続柄が明記されたものに限る)
2 配偶者・子の収入に関する書類 (①②のいずれか)	①非課税証明書(最新のもの) ②在学証明書又は有効期限の記載のある学生証の写し(昼夜間部及び修了年限が明示されたものに限る) ※大学院生・夜間部・通信教育課程の学生は①に限りします。

なお、最近日本に帰国又は入国したため、非課税証明書が取れないときは、ア及びイの書類が必要です。

ア 非課税証明書が交付されない理由及び国内・国外における収入がない旨の口述書

イ 氏名、生年月日及び出入国年月日の記載されているパスポートの写し又は戸籍の附票



〒113-8441

文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321 (代表)

ご照会の際には、学校番号、加入者番号をお手元にご用意くださるよう、お願いします。

<http://www.shigakukyosai.jp/>

共済事業本部の代表電話がつながりにくい状態になっており、ご迷惑をおかけしております。特に、月曜日や午前中は電話が大変混雑しておりますので、ご了承ください。

任意継続加入者掛金納付通知書の送付

(1)平成22年3月中に任意継続加入期間が満了する人

3月上旬に、「任意継続加入期間満了のお知らせ」と国民健康保険等へ加入する際に必要となる「資格証明書」を任意継続加入者の住所あてに送付します。

(2)平成22年4月以降引き続き任意継続加入期間のある人

3月上旬に22年度分の「任意継続掛金納付通知書」(以下「納付通知書」といいます)を任意継続加入者の住所あてに送付します。

※22年度中に満75歳になり、後期高齢者医療制度の対象となる任意継続加入者について

75歳の誕生日(資格喪失日)の属する月の前月分までの「納付通知書」を送付します。75歳の誕生日以降は広域連合に後期高齢者医療制度の保険料を納付することになります。

なお、誕生月の前月に事前連絡書及び75歳未満の被扶養者が国民健康保険等に加入する際に必要となる「資格証明書」を任意継続加入者の住所あてに送付します(「資格証明書」は、被扶養者の有無に関わらず、すべての人に送付します)。

標準処理期間をホームページに掲載しています

学校法人等からの届け出を受け付けてから私学事業団で処理するまでの標準的な期間(郵送期間を除きます)を、私学共済事業ホームページの「事務担当者コーナー」に掲載しています。

標準処理期間は、書類に不備がない場合のおよその目安になります。また、3月から4月にかけて書類が集中し、手続きがこの期間内ですべて処理されない場合もありますのでご了承ください。

加入者向広報「レター」3月号等の送付

加入者向広報「レター」3月号等を3月中旬に学校法人等あてに送付します。送付部数は1月末現在の加入者数となっています。不足の場合は、広報相談センター広報班までご連絡ください。

様式用紙等の請求

様式用紙等の請求は専用ファクシミリを利用してください。請求の際は、①学校名②学校番号③郵便番号・住所④電話番号⑤担当者名⑥様式用紙名(様式番号のみは不可)⑦必要部数を明記してください。

なお、「資格取得報告書」等一部の様式用紙等は、私学共済事業ホームページ「様式用紙等のダウンロード」コーナーからダウンロードして利用してください。

相 談 窓 口		様式用紙等の請求専用FAX
広報相談センター相談室		03 (3813) 1081
共 済 業 務 課	札幌ガーデンパレス	011 (222) 6311
	仙台ガーデンパレス	022 (299) 6296
	名古屋ガーデンパレス	052 (957) 1387
	大阪ガーデンパレス	06 (6393) 9728
	広島ガーデンパレス	082 (262) 1149
	福岡ガーデンパレス	092 (713) 3581



2月の共済業務スケジュール

1日(月)	掛金 12月分納期限
2日(火)	貸付 送金
6日(土)	貸付 1月分定期償還期限
10日(水)	貯金 払込期限(必着)
15日(月)	貸付 3月2日送金申込・任意償還申出締切
22日(月)	貯金 送金 貸付 送金
25日(木)	貯金 払戻・解約請求締切 積立共済年金 脱退申出等締切
26日(金)	貸付 3月23日送金申込締切



3月の共済業務スケジュール

1日(月)	資格事前受付開始
	掛金 1月分掛金口座振替(自振校のみ)
	貸付 2月分定期償還口座振替(自振校のみ)
	掛金 1月分納期限
2日(火)	貸付 送金
6日(土)	貸付 2月分定期償還期限
10日(水)	貯金 払込期限(必着)
15日(月)	貸付 4月2日送金申込・任意償還申出締切

INFORMATION

人事異動

(平成22年1月1日付)

次のとおり、発令されましたので、お知らせします。

◆役員

○理事長

退任 鳥居泰彦

(平成21年12月31日付)

新任 河田 悌一

○理事

再任 石川 明

再任 入江 孝信

再任 長田 紀久子

再任 澤田 裕

再任 加藤 豊

○理事(非常勤)

退任 小出 忠孝

退任 堀越 克明

(平成21年12月31日付)

新任 柴 忠義

新任 實吉 幹夫

再任 飯野 正子

○監事

再任 吉田 信正

○監事(非常勤)

退任 都賀 善信

(平成21年12月31日付)

新任 岸田 宏隆

◆運営審議会委員

退任 阿部 充夫

退任 天野 郁夫

退任 安西 祐一郎

退任 佐藤 登志郎

退任 富浦 梓

(平成21年12月31日付)

新任 江上 節子

新任 大野 健二

新任 白井 克彦

新任 御手洗 康

新任 宮 直仁

再任 大沼 淳

再任 佐藤 弘毅

再任 永井 順國

再任 吉田 晋

◆共済運営委員会委員

退任 阿部 充夫

退任 石川 俊夫

退任 唐澤 祥人

退任 川崎 朝夫

退任 越原 一郎

退任 佐藤 早苗

退任 田村 正雄

退任 宮川 博光

(平成21年12月31日付)

新任 相川 忠洋

新任 井上 健治

新任 坂本 純一

新任 佐藤 敏彦

新任 杉山 実三

新任 福元 裕二

新任 御手洗 康

新任 本山 好幸

再任 岩井 絹江

再任 小笠原 広樹

再任 神本 忠夫

再任 北村 敬子

再任 黒田 壽二

再任 塩見 鉄夫

再任 清水 良一

再任 永井 和之

再任 平方 邦行

再任 福田 益和

再任 藤本 明弘

再任 山田 かつひこ

助成業務

〒102-8145

千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

http://www.shigaku.go.jp/s_home.htm

助成業務の貸付金にかかる償還のご案内
(平成22年3月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付しました「償還年次表」、及び後日送付します「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」を参照のうえ、払込指定期日までに私学事業団指定口座にご入金ください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日(本事業団の口座に入金された日)までの期間について、遅延損害金が発生しますので、ご注意ください。

償還金の振り込みにあたっては、次の点に留意してください。

- ①送付する払込通知書を使用し、「電信扱い」にしてください。
- ②償還金は、必ず「学校法人単位」で一括してお振り込みください(設置学校ごとに分割しての振り込みは、ご遠慮ください)。

※特に3月は約定償還月にあたります。遺漏のないようお取り計らいください。

融資部 融資課

☎03(3230)7869～7871

Eメール yushi@shigaku.go.jp

私立大学等経常費補助金の申請等については電子窓口をご利用ください

私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を「電子窓口」に掲載していますので、定期的にご確認ください。

また、提出の際にも事務手続きの簡略化のため「電子窓口」をご利用ください(一部、紙媒体で提出場合があります)。

助成部 補助金課

☎03(3230)7300～7311

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

会計処理等の質問・相談を承っています

私学経営情報センターでは、会計処理をはじめとして、人事・学務等、私学経営全般にわたるご質問、ご相談について、電話やFAX、Eメール等で随時承っています。ぜひご利用ください。

私学経営情報センター

☎03(3230)7846・7847(会計処理)

☎03(3230)7838(私学経営全般)

Eメール center@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

江戸時代の華やかな「^{さいり}齋理の雛まつり」へようこそ

2月9日(火)より3月28日(日)にかけ、宮城県南部の丸森町にある「蔵の郷土館齋理屋敷」で雛まつりが催されます。仙南地域の豪商・齋藤家が所有する江戸時代の享保雛や古今雛、昭和初期の市松人形などが飾られ、その展示品の数々をとおして当時の豪商の生活をうかがい知ることができます。



雛まつり(写真提供：齋理屋敷)

1泊2食 宿泊プラン

1名様 **8,500円**

- ◆夕食は和食・洋食からお選びいただけます。
- ◆チェックイン13時、チェックアウト11時でごゆっくり滞在いただけます。
- 禁煙ルーム(要予約)もご用意します。

1泊朝食 宿泊プラン

シングルAタイプ 1名様 **5,800円**
 シングルBタイプ 1名様 **6,000円**

- 禁煙ルーム(要予約)もご用意します。

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
仙台カーテンパレス

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5 ☎022(299)6211
 JR「仙台」駅東口より徒歩3分
<http://www.hotelgp-sendai.com>

融資事業のご案内

平成22年度融資のご相談、お待ちしております！

■融資金利表(平成22年2月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎、体育館、講堂、 遊戯室等の建築事業等並び に校(園)地の買収事業等 (一般施設費)	年% 2.0	年% 1.2	年% 1.0
寄宿舎、国際交流会館、セ ミナーハウス等の建築事業 並びに当該施設建設のため の土地買収事業等 (特別施設費)	2.1	1.3	—
校教具、通園バス等 ※幼稚園、特別支援学校、 専修学校が対象 (教育環境整備費)	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.7
大型設備・情報技術整備等 (教育環境整備費)	—	1.2	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧費、公害対策費等が対象となります。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
 (私学振興事業本部)

校舎、園舎等の施設の建築
 (改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、
 長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・
 元金均等返済です。

施設整備をご計画なら、
 「安心で安定感ある」事業団資金のご利用を
 検討されてはいかがでしょうか。

平成22年度融資のご希望については、
 2月下旬から3月上旬頃に照会予定です。

融資部 融資課 ☎03(3230)7862 ~ 7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp

今月の表紙

創立85周年を迎えた文京学院と創部50周年を迎えた中学校・高等学校のマーチングユース部
 文京学院は創立者島田依史子先生が本郷の地に私塾を開かれた1924(大正13)年から数え、昨年85周年を迎えました。文京学院大学女子中学校・高等学校におけるマーチングユース部は創部50年の歴史を持ち、現在は100名を超える部員で構成され、多くの場で活躍をしています。